

令和2年度 厚生労働省先駆的保健活動交流推進事業

地域包括ケアの実現を支える 保健医療福祉連携システムの構築事業

報告書(概要版)

【事務局】

担当理事 鎌田久美子 公益社団法人日本看護協会／常任理事
担当部署 沼田 美幸 公益社団法人日本看護協会／健康政策部部長
慶越真由美 公益社団法人日本看護協会／健康政策部保健師課
一色 美穂 公益社団法人日本看護協会／健康政策部保健師課
小石澤素子 公益社団法人日本看護協会／健康政策部保健師課

令和2年度 厚生労働省先駆的保健活動交流推進事業
地域包括ケアの実現を支える保健医療福祉連携システムの構築事業

報告書(概要版)

発行日：2021年3月31日

編集・発行：公益社団法人 **日本看護協会**

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2
TEL 03-5778-8831(代表) FAX 03-5778-5601(代表)

URL <https://www.nurse.or.jp/>

問い合わせ先：公益社団法人日本看護協会 健康政策部保健師課

TEL 03-5778-8844

*本書からの無断複写・転載を禁じます。

令和3年3月



生きるを、ともに、つくる。
公益社団法人 **日本看護協会**

1. 事業の背景

1) 地域の実情に応じた地域包括ケアの実現の必要性

少子高齢化の進展や国民の保健医療福祉ニーズの多様化・複雑化、災害や新興感染症の拡大などの健康危機が頻発する中で、地域住民が住み慣れた地域で自分らしく生活できるようにするためには、全世代型の地域包括ケアシステムの構築・推進が急務である。保健医療福祉等の課題やそれらの課題解決のための人的資源・社会資源は地域・自治体により大きく異なり、市町村単独では解決できない課題も多い。そのため、日常生活圏域や市町村を越えて、二次医療圏単位での提供など地域の特性を反映した保健医療福祉サービスの実現・提供が求められている。

地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築・推進し、サービスを提供していくためには、保健医療福祉の関係機関・関係団体・関係者※1がお互いを理解し、現状や課題を共有すると共に、地域全体を俯瞰して将来を見据えて行動することが必要である。そして、地域の住民組織、関係者が役割を再認識し、合意した上で地域の課題に取り組み、人的資源を含めた社会資源を有効に活用し、継続的なサービス提供体制を整備していくことが重要である。これにより、その地域で暮らす人々を全世代的に支え、住みやすい社会にすることができる。

地域包括ケアシステムは、平時のみならず健康危機等不測の事態でも力を発揮するものである。

2) 都道府県保健所保健師※2が保健医療福祉の連携システムを構築する根拠

地域における広域的、専門的なサービス提供は、総合的な保健衛生行政機関である都道府県保健所※3が担っており、地域住民の健康を支える中核となっている。保健所保健師は管内市町村を俯瞰し、広域的、専門的な立場で連携及び調整を行う役割が求められている。連携をシステム化することで、継続的な地域包括ケアの実現が期待できる。一方で、連携は手段であるため、連携システムの構築がゴールにならないよう留意する必要がある。

2. 事業の目的

地域の課題解決に必要なサービスの創出と継続的な提供にむけた保健医療福祉の連携システム構築のプロセスを明らかにする。同時に、連携システム構築における保健所保健師の役割や機能、さらに都道府県本庁※4の保健師および関係者の役割を明らかにする。これらを踏まえ、地域包括ケアシステムの構築・推進に必要な連携のあり方として「連携モデル」を作成する。

※1 以下、「保健医療福祉の関係機関・関係団体・関係者」を「関係者」とする。

※2 以下、「都道府県保健所保健師」を「保健所保健師」とする。

※3 以下、「都道府県保健所」を「保健所」とする。

※4 以下、「都道府県本庁」を「県本庁」とする。

3. 事業実施方法

1) 事業実施体制

本事業の実施にあたり、行政職員及び学識経験者等で構成された「地域包括ケアシステム推進にむけた保健医療福祉の連携強化に関する検討委員会」を設置した。本検討委員会は委員10名で構成された。

地域包括ケアシステム推進にむけた保健医療福祉の連携強化に関する検討委員会構成員

◎ 村嶋 幸代	公立大学法人大分県立看護科学大学 理事長/学長
角野 文彦	滋賀県健康医療福祉部 理事
川上美都江	米子市福祉保健部障がい者支援課 課長補佐兼相談支援リーダー
佐々木 暁子	札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 認知症支援担当係長
西生 敏代	公益社団法人山口県看護協会 会長
野口 純子	香川県立保健医療大学助産学専攻科 専攻科長/教授
野村 陽子	名寄市立大学 学長
平野 一美	藤枝市立総合病院 看護部兼医療支援センター参与
福田 裕子	まちのナースステーション八千代 総括所長
本田あゆみ	福島県保健福祉部健康衛生総室健康づくり推進課 主幹

事業協力者

木嶋 彩乃	公立大学法人大分県立看護科学大学地域看護学研究室 助教
-------	-----------------------------

◎は委員長(五十音順・敬称略)

2) 検討委員会の開催状況

	日時	内容
第1回	令和2年7月16日(木) 10:00 ~ 12:00	1. 連携モデルの完成にむけた検討について 令和2年度の事業の内容等 2. 保健所と関係者等への事例調査について ヒアリング等の概要、対象地域の選定、ヒアリング等の内容 3. 連携モデルの評価について
第2回	令和2年12月21日(月) 13:00 ~ 15:00	1. 本事業のとりまとめの方向性について 1) ヒアリング結果の報告とまとめについて 2) 地域包括ケアの実現を支える保健医療福祉連携システムの構築段階と行政保健師の役割(令和2年度版)について 3) 連携モデル案について 4) 報告書骨子案について 2. その他
第3回	令和3年2月5日(金) 14:00 ~ 15:30	1. 本事業報告書案について 2. 本事業答申案について 3. 周知普及の方法について

3) 方法

保健所保健師と、その管内の市町村、関係者を対象に事例調査を実施した。

① 対象の選定方法

令和元年度に実施した全国調査の結果より、地域包括ケアシステムの構築・推進に保健所保健師が積極的に関わっている、かつ保健医療福祉の関係者等が参画する会議体等(協議・検討の場)が保健所内に設置されている保健所を、県本庁のアドバイスも参考に選出した。該当する保健所へ趣旨を説明、依頼し、同意を得られた保健所3か所において管内の地域包括ケアシステムの構築・推進にむけた取り組みを最も把握している保健師と、保健所を通じて紹介いただき同意を得られた市町村、関係者等をヒアリングの対象とした。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の対応もあり、その中で受けていただけただけ保健所や関係者を対象とした。

② データ収集方法・実施期間

令和2年9～11月に、各々60～120分程度のヒアリングを行った。対象者には、事前情報収集シートを送付し、作成を依頼した。また、事前にヒアリング項目を対象者に示し、管内の概況や関係資料を得た。ヒアリング終了後にも可能な範囲で資料を依頼した。

ヒアリングは、新型コロナウイルス感染症の流行下であったことから、実施者と対象者が近隣で許可が得られた場合には、感染対策を徹底した上で対面にて実施した。それ以外はオンラインで行った。対象者の許可を得てボイスレコーダーで録音した。

都道府県	施設名称	区分	手段	ヒアリング実施日
広島県	西部保健所広島支所	保健所	対面	令和2年9月17日(木) 10:00～12:00
	北広島町	市町村	オンライン	令和2年11月6日(金) 15:30～16:30
	坂町地域包括支援センター	関係者等	オンライン	令和2年11月5日(木) 11:00～12:00
福島県	相双保健福祉事務所	保健所	オンライン	令和2年10月19日(月) 15:00～17:00
	楢葉町地域包括支援センター	関係者等	オンライン	令和2年11月17日(火) 16:00～17:00
	公立相馬総合病院	関係者等	オンライン	令和2年11月17日(火) 14:00～15:00
大分県	豊肥保健所	保健所	対面かつ オンライン	令和2年10月29日(木) 10:00～12:00

③ ヒアリング内容(保健所保健師並びに関係者等の地域包括ケアシステムの構築・推進にむけた活動)

対象者	ヒアリング内容
保健所保健師	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域のあるべき姿、地域包括ケアシステムに対する認識 ● 地域包括ケアシステムの構築・推進にむけた具体的な取り組み、経緯、成果、工夫、促進要因、困難だったこととその対応 ● 地域包括ケアシステムの構築・推進の進捗状況、課題と目指す方向性
市町村保健師 関係者等	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域のあるべき姿、地域包括ケアシステムに対する認識 ● 保健所保健師からの支援で、地域包括ケアシステムの構築・推進に効果的だったこと ● 地域包括ケアシステムの構築・推進の進捗状況、課題 ● 地域包括ケアシステムの構築・推進において、保健所保健師の役割として期待すること、市町村保健師(関係者)の役割に対する認識

④ 分析方法

ヒアリング終了後、毎回、実施者間で振り返りを行った。保健所保健師並びに関係者等の地域包括ケアシステムの構築・推進にむけた活動内容から、連携システム構築のプロセス、保健所保健師の役割と推進した事項、課題について抽出した。抽出したデータのうち令和元年度に作成した「連携段階における機能と8つのステップ」「連携構築の段階と行政保健師の取組み例」を用いて、保健所保健師の役割を整理し、その過程で連携構築の段階を再検討、修正し、各構築段階における保健所保健師の役割を表に整理した。また、連携システム構築の促進要因と課題や、県本庁・市町村保健師・関係者の役割も整理した。これらを踏まえて、令和元年度に作成した「連携モデル」をもとに充実を図り、新たな連携モデルを作成した。

4) 報告書の作成・周知方法の検討

検討委員会での結果をまとめ、本報告書を作成した。本報告書は、県本庁、保健所、市町村等に配布した。また、地域包括ケアの実現を支える保健医療福祉連携システムの構築に係る関係者に、保健医療福祉連携システム構築にむけた連携モデルや、保健所保健師の役割や具体的な取り組みについて周知すると共に、学会等を通して普及を図っていく。

4. 本事業で得られた知見

1) 保健医療福祉連携システムの構築段階と保健所保健師の役割(表1、7-8頁)

連携システムの構築には、保健所保健師の役割が大きい。その構築段階は下記の通り、4段階に整理された。関係者は保健所保健師との連携を推進する際にこの取り組み表を活用されたい。

1 実態把握・課題集約 では、保健所保健師は日頃から積極的に市町村・関係者に出向いて、情報を得やすいように関係づくりを行い、情報を収集し、集約する。包括的かつ継続的なケアの提供が困難な課題を抽出し、データを可視化し提示する。

2 相互理解・課題共有・共通認識 では、地域の課題解決にむけて、関係者等が地域のあるべき姿を共有することが重要である。既存の会議体を活用するなどして協議・検討の場を設定することによって、関係者を集め、各自の視点から地域課題を見つめ、共有する。その際、保健師は、関係者同士の相互理解が進み、関係が構築できるようにも配慮する。また、保健所内においても、連携システムの方角性や意図、あるべき姿を共有し、構築できるようにする。

3 サービス提供体制の整備・役割合意形成 では、関係者と共に都道府県の施策と方向性を管内の現状と擦り合わせ、地域の健康課題を解決する方策を検討する。そして、既存の地域の社会資源やネットワークを評価し、不足や改善の必要がある場合は、既存サービスの改善、新たなサービスの創出やその提供体制の仕組み等を検討する。この過程で、管内市町村間で共有し発展に繋げるなど、地域包括ケアシステムを構築・推進するために市町村保健師と協働する。そしてサービス提供体制における関係者の役割を明確化し、合意形成を図る。

4 サービス提供体制の運用・評価・改善 では、予算や人員を確保し事業計画を策定するなど事業化・施策化を主となって先導する。保健医療福祉サービスの提供は、評価を定期的に行い、PDCAサイクルを効果的に機能させることが求められる。特に、目標と評価指標を明確に決定することが重要である。

2) 保健医療福祉連携システムの構築における県本庁の役割

県本庁は、県全体の施策の方向性を見据え、保健所管内における意見や課題を吸い上げながら、地域の実情に応じた方策を先導して考える役割がある。保健所と市町村の連携と協働に寄り添い、保健事業の体系図等における県・保健所・市町村の役割の明確化など保健所管内の広域の仕組みとなるよう枠組みや、評価指標を作成し提供する。異動などで担当者が代わっても継続してシステムが稼働できるような体制づくりや保健所保健師の力量形成に対する働きかけを行っていく必要がある。

3) 保健医療福祉連携システムの構築における市町村保健師・関係者等の役割

市町村保健師は、住民に身近な行政機関として、住民に寄り添いながら、保健の専門性を発揮して保健所や関係者と連携し、地域保健事業を推進すると共に、課題解決にむけて関係者を集め会議を企画、開催する。必要時保健所に支援を求める。また関係者も、地域包括ケアシステムを展開する一員としての自覚を持ち、住民と共に活動しながら、住民の力を引き出し、働きかけていくことが必要である。

4) 保健医療福祉連携システムの構築にむけた連携モデル(図1、9頁)

地域の課題解決に必要な保健医療福祉等サービスを提供し、創出するために必要な連携モデルが示された。連携システムの構築段階と構築における保健所保健師の役割、そのほか県本庁・市町村保健師・関係者の役割や関係性を図式化した。

保健所保健師は、既存の会議体を拠点として、市町村を含めた関係者間と情報及び目標を共有し、方向性の決定を導くことによって、地域の課題解決にむけた活動を展開することが可能となる。県本庁は、県全体の方向性についてリーダーシップを取る役割があり、保健所保健師が県本庁と一体的に地域包括ケアシステムに取り組むことによって、県全体のベクトルが揃い、関係各所の役割機能が最大限に発揮され、効果的な地域包括ケアシステムの構築・推進が期待できる。

この「保健医療福祉連携システムの構築にむけた連携モデル」を活用するのは、保健所保健師及び、保健所保健師と日頃の活動で協働している市町村保健師・関係者(関係機関・関係団体・事務職等)である。お互いの役割や関係性を理解した上で協働することで、このシステムが機能し、地域包括ケアシステムの推進が期待できる。連携モデルを継続していくためには、連携モデルを各組織に根付かせていくことが必要である。ただし、これは全ての都道府県に一律ではなく、都道府県毎、保健所毎、市町村毎の地域の特性に応じて変容するものである。

5. 保健医療福祉の連携強化にむけて

連携システム構築のためには、日頃のコミュニケーションが重要となるため、保健所と市町村、関係職種間で情報交換会や研修会・勉強会等を定期的に開催し、本音を語り合えるような関係づくりや、事業を通じた顔の見える関係づくりが工夫して行われることが望まれる。保健所における協議の場の設定では、地域住民を含めた関係者が集う場に加えて、保健所管内市町村毎に特徴や状況が異なることを考慮し、各市町村と一対一で検討できる場を設けることが望ましい。また、市町村保健師や関係者は、地域の課題解決にむけて、自組織だけでは連携を図ることが困難な関係者となつて役割を保健所保健師に望んでいる。さらに、管内市町村における事業の進捗状況の把握だけに留まらず、他圏域の状況、県や国の動向・施策の方向性を含めた広域的な視点の共有を求めている。地域包括ケアシステムの構築・推進において、保健所保健師は、管内の関係者から求められる役割や機能についても把握した上で、県本庁や関係者と連携・協働し、地域包括ケアの実現にむけたデザイン(施策化)までも行っていくことが求められる。

地域包括ケアシステムに係る人材育成の観点から、保健所保健師の具体的な取り組みや保健医療福祉連携システムの構築にむけた連携モデルについて、研修等で企画されることを期待する。

【表1】

地域包括ケアの実現を支える保健医療福祉連携システムの構築段階と都道府県保健所保健師の役割と取り組み【令和2年度版】

※関係者…保健医療福祉の関係機関・関係団体・関係者

保健医療福祉連携システムの構築段階		都道府県保健所保健師の具体的な取り組み	
1 実態把握・課題集約	保健医療福祉の提供に関する地域課題及び意見を収集・集約する	<p>都道府県保健所保健師の役割</p> <p>関係者から情報収集する</p> <ol style="list-style-type: none"> 保健所保健師自身が地域包括ケアシステムの構築・推進を遂行する役割の重要性と意義を認識する 管内の市町村、関係者や自組織内関係部署への積極的な実態把握により、保健医療福祉サービスや構築しているケアシステムについて情報収集、モニタリングする 日頃から保健所と市町村、関係者が共に取り組み、情報交換がしやすい身近な関係性を作る <p>具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 難病の家庭訪問や保健指導等、日頃の保健活動を通して、管内のニーズや資源の状況を把握する ● 平時の保健活動を通して、地域に必要な資源を把握し、市町村に情報提供する ● 市町村に出向き、地域包括ケアの担当部署・担当者を把握し、顔の見える関係を構築する ● 市町村に出向き、定期的なカンファレンスの参加やヒアリングにより現状とニーズを把握する ● 市町村と保健所の両者が各々関わるケースについて、日頃から情報提供・情報共有を行う ● 感染症流行時など緊急性・必要性を考え市町村に出向き、地域の現状を把握する ● 医療機関に出向き、ヒアリングを行うと共に保健所からも情報提供を行う ● 保健指導の際に情報収集する内容を管内市町村で標準化し、現状を把握する 	<p>地域課題を俯瞰し、地域のあるべき姿について関係者と共通認識を図る</p> <ol style="list-style-type: none"> 関係者と共に地域の健康課題を集約及び俯瞰し、地域のあるべき姿について共有する 保健所内でも地域のあるべき姿を共有する 地域住民の力の活用を意識し、地域のあるべき姿を地域住民と共有する <p>具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保健所管内の地域包括ケアのあるべき姿を市町村と共有し、実現にむけて共に考える ● 都道府県が考える地域包括ケアシステムのあり方と、市町村が目指す地域包括ケアシステムとの方向性を保健所保健師と関係者間で相互に確認する
	関係者からの情報を整理し課題を抽出する	<ol style="list-style-type: none"> 保健医療福祉の提供に関する関係者等の取り組みや現状・課題・認識を、集約・整理し、課題を抽出する 集約したデータから課題に対する取り組み状況について市町村間で比較する 地区診断を通して見えてきた課題に関する情報を整理する 	<p>課題解決にむけて、関係者と共に協議・検討する</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域のあるべき姿への課題解決にむけて協議・検討を実施する <p>具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括ケアシステムに関連する事業の進捗状況や長期的な見通しなどを、俯瞰的な視点で考える ● 市町村の自立支援協議会の機能強化が必要という現状を捉え、保健所と各市町村が協働して開催する連絡会にて事例検討を行う
2 相互理解・課題共有・共通認識	保健医療福祉の提供に関する課題を可視化する	<ol style="list-style-type: none"> 保健医療福祉の提供において地域で協議が必要な課題の見立てを行う 協議の間では関係者が共に考えられる題材で課題をおさえ、示すことを意識する 関係者が課題を共通認識できるよう情報を可視化する <p>具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 管内の地域包括ケアに係る事業の状況を俯瞰できるよう情報を可視化する ● 退院調整ルールなど管内の取り組みの課題や現状についてアンケート結果を可視化する 	<p>課題解決にむけて、関係者と共に優先順位、方針を決定する</p> <ol style="list-style-type: none"> 県本庁の施策と方向性を管内の現状と擦り合わせる 優先して取り組むべき地域課題を決定する 県本庁へ管内の現状を報告する 関係者で地域課題解決の方針を決定、共有し合意形成を図る <p>具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括ケアに係るキーパーソンと既存の会議を利用して参集し、協議し、ニーズや課題の合意形成をする ● 市町村や関係者と課題を共有し、方向性について話し合い、双方が理解、了承できるよう擦り合わせをする ● 専門家の意見を根拠として、合意形成に活用する
	関係者で課題を共有する(既存の場を活用する)	<ol style="list-style-type: none"> 保健医療福祉の提供において地域で協議が必要な課題の見立てを行う 協議の間では関係者が共に考えられる題材で課題をおさえ、示すことを意識する 関係者が課題を共通認識できるよう情報を可視化する <p>具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 管内の地域包括ケアに係る事業の状況を俯瞰できるよう情報を可視化する ● 退院調整ルールなど管内の取り組みの課題や現状についてアンケート結果を可視化する 	<p>課題解決にむけて、関係者と共に既存のサービス提供体制を評価する</p> <ol style="list-style-type: none"> 既存のサービス提供体制における目標及び評価指標を設定する 市町村を含め関係者との取り組みや役割を評価することができる会議のあり方を検討する 協議した内容を振り返り、評価が行えるよう評価指標を示す 既存のサービス提供体制の評価を実施する <p>具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 課題に対する各関係者の対応状況についてフィードバックを得てモニタリングを行う ● 地域移行支援の各会議の取り組みについて年に沿って経過を表に整理する
3 サービス提供体制の整備・役割合意形成	関係者で課題を共有すると共に地域課題を俯瞰し、地域のあるべき姿について共通認識を持つ	<ol style="list-style-type: none"> 課題に関連し、参集が必要な関係者を検討する 地域の実情に合わせて連携が必要な関係者を検討する 参集者の選定を市町村や関係者に相談の上行う ケアを要する人への支援にむけて、医師会や医療機関、看護協会、訪問看護など連携が必要な関係者を検討する 医療機関に地域移行の理解を広めるために病院のキーパーソンに、関係者が集まる会議への参加を促す 関係者が地域の保健医療福祉の提供に関する現状や課題を共有できる場を設定し、運営する 市町村と日頃から密にコミュニケーションをとり、保健所と市町村が率直に話し合える場を設定する 市町村のみでは医療との連携が難しい現状を捉え、保健所が主導で医師会や医療機関を巻き込み、会議を設定する 保健所管内の医療、福祉、教育等で定期的に情報・課題共有する場を利用する 新型コロナウイルス禍で住民の現状を把握し、課題の緊急性を考え会議を早急に開催する 地域移行支援にむけて医療機関と地域の関係者がつながる場の必要性を考え会議を設定する 管内市町村や関係者等に出向き、保健医療福祉の課題共有について説明を実施するなど、参集ができるよう調整を行う 	<p>関係者と共に地域の健康課題を共有し、共通認識が図れるよう働きかける</p> <p>具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域共生ケア会議に関係者を参集し、課題を共有することで当事者意識を促す ● 市町村や地域包括ケアに係る関係機関等のキーパーソンに出向き、合意形成を図れるよう調整を行う ● 関係者間が同じ思いで地域の課題が話し合えるよう関係性を築く
	関係者と情報・課題共有、相互理解を図り、協働できる関係性を築く	<ol style="list-style-type: none"> 関係者がお互いの業務や取り組みを共有するなどして相互に理解できるよう働きかける 関係者が保健医療福祉の提供において協働できるようにする <p>具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会議を企画する段階で、参加者が本音を語り合える方法を検討する ● 管内の市町村が互いの状況を共有できるようにする ● 医療機関と福祉事業所がお互いを知り、つながる重要性を認識できるように会議内で思いを共有する ● 地域移行支援を目的とした会議で、それぞれの関係者が取り組みを紹介する ● 情報交換会等において、新しい事業など先行的な事例等の情報提供を行う 	<p>関係者と協働し、サービス提供体制を評価・改善する</p> <ol style="list-style-type: none"> 予算や人員を確保し事業計画を策定し事業化・施策化する 地域診断に基づき、退院調整ルールや認知症初期集中支援チーム等広域的な体制作りのための事業を立ち上げる 医療・介護・保健等のサービス提供体制に係るデータについてストラクチャー、プロセス、アウトカムを指標で可視化する 関係者及び組織内に事業や施策を普及・啓発する 保健医療福祉の提供に係る人材育成に関する企画・実施する 関係者に対する直接的支援・マネジメントを行う 施策化までのデザインに関する具体的な方法について、市町村や関係者等と共に検討する 住民に事業や施策を普及・啓発する 目標及び評価指標を明確に決定する サービス提供体制についてモニタリング、評価・改善を繰り返し実施する <p>具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 退院調整ルールや、認知症初期集中支援チーム等、広域的な仕組みを評価し改善する
4 サービス提供体制の運用・評価・改善	関係者で課題を共有する(既存の場を活用する)	<ol style="list-style-type: none"> 関係者と共に地域の健康課題を共有し、共通認識が図れるよう働きかける 地域共生ケア会議に関係者を参集し、課題を共有することで当事者意識を促す 市町村や地域包括ケアに係る関係機関等のキーパーソンに出向き、合意形成を図れるよう調整を行う 関係者間が同じ思いで地域の課題が話し合えるよう関係性を築く 	<p>関係者と協働し、サービス提供体制を評価・改善する</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域のあるべき姿を見据えて事例の検討を通して個別支援から事業化まで検討する 連携ルール運用及び質の担保にむけ、従事者の育成、方策を検討する 事業や施策の住民理解を促進するための方策を検討する 関係者間で相互に役割を明確化し、合意形成を図る
	関係者と情報・課題共有、相互理解を図り、協働できる関係性を築く	<ol style="list-style-type: none"> 関係者がお互いの業務や取り組みを共有するなどして相互に理解できるよう働きかける 関係者が保健医療福祉の提供において協働できるようにする <p>具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会議を企画する段階で、参加者が本音を語り合える方法を検討する ● 管内の市町村が互いの状況を共有できるようにする ● 医療機関と福祉事業所がお互いを知り、つながる重要性を認識できるように会議内で思いを共有する ● 地域移行支援を目的とした会議で、それぞれの関係者が取り組みを紹介する ● 情報交換会等において、新しい事業など先行的な事例等の情報提供を行う 	<p>関係者と協働し、サービス提供体制を評価・改善する</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域のあるべき姿を見据えて事例の検討を通して個別支援から事業化まで検討する 連携ルール運用及び質の担保にむけ、従事者の育成、方策を検討する 事業や施策の住民理解を促進するための方策を検討する 関係者間で相互に役割を明確化し、合意形成を図る

【図1】

保健医療福祉連携システムの構築にむけた連携モデル ～保健所保健師と市町村・関係者・県本庁との相互の働きかけに焦点をあてて～

